

## 4 岩 城 幹 議 員

- 1 歩行者利便増進道路（ほこみち）について
- 2 水産業の現状と課題について
- 3 空き家対策と取り組みについて
- 4 防災行政無線の取扱いについて



### 1 歩行者利便増進道路（ほこみち）について

道路法等の改正、令和2年11月25日施行により、歩行者利便増進道路、通称ほこみち制度が創設されました。

この制度では、歩行者が快適に滞在し、回遊できる環境づくりを目的として、道路管理者が対象路線を歩行者利便増進道路に指定し、指定した道路内に利便増進誘導区域を指定することができます。利便増進誘導区域では、歩行者の利便性向上に資するカフェや、ベンチ、レンタルサイクルの駐輪場などの道路占用許可が柔軟に認められ、無余地性の基準が除外され、これら占用物件が置きやすくなり、賑わいのあるまちづくりの創出に貢献することができます。

また、単に物を置くだけでなく、利用者に対して清掃などの協力を求めることも可能になると考えられます。

国道229号は町を横断し、その沿道には商店が立ち並び、昭和の頃には大変賑わった商店街でした。しかし現在ではシャッターが目立つようになり、今年も3店舗が閉店しました。

国道沿いの歩道やマリンモールのオブジェ、色あせた消火栓の周囲には雑草が生い茂り、町の顔としてふさわしくない状況になっているのではないのでしょうか。

この現状について、早期の対応が必要と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

国道229号沿線の商店街につきましては、事業廃業等に伴う、空き店舗が、年々、増加傾向にあり、これに合わせて老朽化し、放置されている空き店舗が見受けられるなど、景観的にも商店街の魅力低下につながっているものと考えております。

また、国道沿いの歩道やマリンモールのウェルカムゲート、消火栓については、各施設の管理者において適正な施設利用のための管理を行っているものと認識しております。

そこで、こうした現状を踏まえ、町としましては、令和6年度に、まちづくりの方向性を示す、岩内町都市計画マスタープランの見直しを行い、その中で、国道229号を軸とする商業地域について、中心商業ゾーンとして位置づけ、商業、業務、サービス機能等の集積、維持を図ることとしており、空き家、空き店舗に対する対策や、道の駅、バスターミナル等の既存施設のあり方を再検討する中で密接な連携を図りながら、ウォークアビリティの高い商業ゾーンの形成に努めることとしています。

あわせて、持続可能なまちづくりに向け具体的な施策を位置付ける、岩内町立地適正化計画を策定し、まちづくりの基本方針の一つとして、まちの顔の創出とにぎわいのあるまちなかづくりを位置付け、道の駅再整備と合わせて、国道229号沿線を中心に形成されている商店街や周辺の飲食店街の環境、機能の維持に向けた支援や、道の駅を中心に、周辺店舗への周遊を促す歩行空間等の整備を図ることとしています。

このように既に計画策定に着手していることから、来年度以降、道の駅の再整備に係る取組に合わせ、商店街の空き店舗や空き地の有効活用に向けた実態調査などを行う中で、まちの顔となる交流、拠点ゾーンとして、町内外から訪れる人々が回遊したくなるような、魅力的でにぎわいのある市街地空間の創出に向け、さまざまな制度の活用も見据えながら、検討を進めてまいります。

## 2 水産業の現状と課題について

町の基幹産業である水産業は、地域経済と社会の維持に重要な役割を果たしています。しかし近年、町の水産業はさまざまな課題に直面しています。気候変動等による海洋環境の変化などにより漁獲量は減少傾向が続いており、これらに対応した実効性ある対策が喫緊の課題となっています。

このため、海域の特性や海洋環境に応じた養殖業や陸上養殖の事業化に向けた技術開発など、漁獲量の増大に資する取り組みを推進する必要があると考えます。また、水産庁が定める改正漁業法に基づく資源管理について、漁業者の理解と協力のもと円滑に実施していくことが求められると考えます。

町においては、イカ、秋サケなどの不漁が続いており、このままでは漁業従事者の減少や廃業が深刻化する恐れがあります。

こうした状況を踏まえ、浅海海域の環境改善を図り、豊かな海づくりに向けた取り組みを早急に進めていく必要があると考えますが、町の見解を伺います。

**【答 弁】**  
**町 長：**

近年の海水温上昇などの影響により、本町のみならず、水産資源の減少が続いており、浅海域においても、ウニ、アワビなどの資源量が減少傾向にある中、全国各地で環境改善を図る取り組みとして各種藻場造成などに取り組んでおります。

本町におきましても、これまで岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所と連携し、平成30年度から令和6年度まで、敷島内地区の一部前浜において、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、本町の前浜により効果的なものとなるよう、事業内容の改善を図りながら、藻場造成事業を実施してきたところでありますが、これまでの事業検証を行う中で、漁業者からは、今後より効果的な事業とするための検討が必要との判断から、現在は取り組みを中断しているところであります。

そのため、藻場造成などの浅海域の環境改善の取り組みについては、優先的に取り組まなければならない事業であるとの認識のもと、藻場造成や基盤の整備費用、経済的効果など、多くの課題も認められるため、まずは、各地で行われている取り組みの費用対効果を含めた成果などの情報収集に努めながら、引き続き、関係する漁業者からの意見の収集や、岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所などの関係機関との協議を重ねてまいります。

### 3 空き家対策と取り組みについて

所有者による適切な管理が行われていない空き家等は、老朽化による倒壊や建築材の飛散等による危険性や衛生面の悪化、景観の悪化など、さまざまな問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

そこで、岩内町における空き家等対策の取り組み状況について、以下の質問をいたします。

- 1、将来の空き家発生を抑制するための取り組みと空き家の相談数は。
- 2、固定資産税の優遇措置を受けている空き家の件数は。
- 3、特定空き家等及び管理不全空き家等として固定資産税の軽減措置が解除された件数は。
- 4、特定空き家等及び管理不全空き家等として認定された件数は。
- 5、今後の空き家対策の取り組みについてお伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、将来の空き家発生を抑制するための取り組みと空き家の相談数は、  
についてであります。

町では、令和4年6月に岩内町空き家等対策計画を策定し、空き家対策の基本的な取組方針や対策を示しており、その中で、空き家の発生の抑制に向けては、空き家の問題に対する意識啓発として、空き家の発生抑制のための情報提供、空き家予備軍に対する支援の検討、空き家対策の連携支援体制の構築を、  
具体的取組、施策として掲げており、これに基づき空き家対策を実施しております。

また、空き家の相談数につきましては、直近の令和6年度においては26件となっており、その内訳は、空き家所有者からの相談が4件、近隣住民等からの苦情が14件、その他の相談が8件となっております。

2 項めの、固定資産税の優遇措置を受けている空き家の件数とは、3 項めの特定空き家等及び管理不全空き家等として固定資産税の軽減措置が解除された件数は、  
については関連がありますので、あわせてお答えします。

固定資産税及び都市計画税につきましては、住宅政策上の見地から、居住の用に供する住宅用地には税負担の軽減を図るため、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用され、小規模住宅用地では固定資産税は課税標準額の価格の6分の1、都市計画税は3分の1、一般住宅用地では固定資産税は課税標準額の価格の3分の1、都市計画税は3分の2となる軽減措置が適用されております。

この特例措置につきましては、管理不全の空き家の除却、適正管理を促進するため、  
空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による必要な措置の対象となる、  
特定空き家等または管理不全空き家等の敷地の用に供する土地については、  
住宅用地特例の対象から除外することとされております。

次に、固定資産税等の住宅用地特例を受けている空き家の件数につきましては、  
特例措置が適用されるのはその敷地となり、1つの敷地に数件空き家が存在する場合等  
もあることから、件数は把握しておりません。

また、特定空き家等または管理不全空き家等の敷地の用に供する土地として  
固定資産税等の住宅用地特例が除外された件数につきましては、現在は0件とな  
っております。

4 項めの、特定空き家等及び管理不全空き家等として認定された件数とは、  
5 項めの今後の空き家対策の取り組みについては、関連がありますので併せて  
お答えします。

町において、現在、法に基づく特定空き家等及び管理不全空き家等の認定を行  
った空き家はありますが、現状では対象となる状態に相当する空き家が一定数存在  
することから、今後において、岩内町空き家等対策協議会の意見も踏まえなが  
ら、認定に向けた手続きを進めてまいります。

そのうえで、所有者に対する指導、必要な措置の勧告を経て、措置が講じら  
れない場合は、固定資産税等の特例措置の適用を除外するなどの法的措置も講  
じながら、所有者自身が、自らの責任において空き家を適正管理するという意  
識啓発と、管理不全空き家等及び特定空き家等の解消に向けた総合的な取組  
みを進めてまいります。

## 4 防災行政無線の取扱いについて

近年の物価高騰や高齢化等の影響により、町内の北海道新聞購読率は約26%と低迷しています。そのため、知人などのお悔やみ情報が分からないケースが増えているのが現状です。これを解決する一つとして、防災行政無線を利用し、葬儀日程をお知らせすることです。プライバシーに関しては、受付時に同意を得ることで対応が可能であり、町民へのサービスとしても有意義ではないかと考えます。

また、町民からは、トラウトサーモンの水揚げがあった際、販売場所等を、防災行政無線で知らせて欲しいという要望も寄せられております。

さらに、広報事業では個人の展覧会などの案内も行われていますが、こうした情報を防災行政無線を活用し伝達することも町民サービスとして重要な取り組みであると思います。

こうしたことから、今後防災行政無線の活用を充実させていく必要があると考えますが、町の見解をお伺いいたします。

**【答 弁】**  
**町 長：**

防災行政無線については、岩内町防災行政無線施設設置条例において、町における防災及び行政一般に関する情報等を的確かつ迅速に町民に伝達し、広報活動の充実を図り、もって町民の福祉の増進に寄与することと設置目的を定めております。

その主な放送内容につきましても、同条例施行規則において、非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡または行政事務に関することと規定しており、町で開催する各種行事など、行政一般に関する情報をお知らせする、定時放送と、大雨などの異常気象時や災害発生時等において、避難方法など、住民の方々の生命や財産に関わる場合に情報をお知らせする、緊急放送を行っております。

防災行政無線の運用にあたっては、ご質問にあります、お悔やみ放送をはじめ、これまでも様々な問合せや相談をいただいておりますが、放送実施の可否については個々の要望や放送内容等を踏まえ、その都度適切に判断しているところであります。

特に、お悔やみ放送については、身寄りの無い方も含め死亡届の提出者と故人の関係が様々であり、その場での判断が難しいケースが多いことや、個人のプライバシーに関する事項への様々な配慮が必要であること、夜間、休日を含め時間を問わず届出がなされることから、全ての届け出に対し同様の対応を確保するためには課題も多く、放送の実施については慎重な判断が必要と考えております。

また、一部の住民からは新聞の未購読を理由に、お悔やみ放送の実施を望む声があることは承知しており、これまでも、岩内町防災行政無線施設運営協議会において同様の協議を複数回実施してきた経過がありますが、協議会における審議の場においては、いずれも、防災行政無線本来の目的に沿わないことや個人のプライバシー尊重などを理由に実施を見送ってきたところであり、町としましても、こうした本運営協議会の決定を重く受け止め、設置目的に沿った適切な運用に努めてきたところであります。

さらに、ご質問の中では住民の要望として、トラウトサーモンの水揚げ、販売に関することや、個人の展覧会案内に関することを例示しておりますが、この2つに限らず、放送に関する要望や相談に対しては、これまでと同様に内容を十分に確認のうえ、公益性の高さや、防災行政事務として放送すべきかの必然性、公平性の確保など、様々な要素と照らし合わせながら、個々適切に判断してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、防災行政無線は全ての住民の方々が町の情報を知るための大切な広報媒体であり、かつ、災害発生時等には生命や財産に関わる重要な役割を果たすものでありますので、今後も町内全戸に設置するこの重要な情報伝達手段の適切な運用に努めるとともに、防災行政無線の設置目的やこれまでの審議会での議論を踏まえながら、正確な情報発信と放送内容の充実に努めてまいります。